

令和 3 年度第 1 8 回庁議提案 審議・報告・その他
 提 出 日：令和 3 年 1 2 月 2 3 日
 担当部・課：福祉部子育て支援課〔内線 2 5 5 1〕

① 件 名
令和 3 年度子育て世帯等臨時特別支援事業（追加給付分）の実施について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】</p> <p>令和 3 年 1 1 月、新型コロナウイルス感染症の影響による経済対策等を盛り込んだ令和 3 年度補正予算案が閣議決定され、1 8 歳以下の子を養育している子育て世帯に対し、年内にプッシュ型で現金 5 万円の給付と、来年春にクーポン・バウチャー方式で 5 万円相当の給付による計 1 0 万円相当の給付金を支給することが示された。</p> <p>本市では、先行給付分 5 万円を年内支給に向け準備していたが、今般、国から、クーポン・バウチャー方式ではなく、「現金給付及び先行給付金と一括給付」について可能とする通知があった。</p> <p>【目的】</p> <p>先行給付金と併せて一括で現金 1 0 万円を給付し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯等への生活支援を図る。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <p>（国）令和 3 年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>令和 3 年 1 1 月 関係閣僚会議において経済対策等を盛り込んだ令和 3 年度補正予算案を決定 市議会第 2 回臨時会において関係補正予算案について議決（先行給付分）</p> <p>1 2 月 市議会第 4 回定例会において関係補正予算案について議決（追加給付分） 第 2 0 7 回臨時国会において令和 3 年度補正予算成立 内閣府政策統括官から通知</p>
⑤ 主な内容
<p>子育て世帯等への支援として、下記の対象者に対し、臨時特別給付金を支給する。</p> <p>1 支給対象者</p> <p>基準日：令和 3 年 9 月 3 0 日</p> <p>①令和 3 年 9 月分の児童手当の支給を受けている者（申請不要） ※公務員については、所属官公庁からの証明書添付の上、居住市区町村に申請が必要。</p> <p>②基準日において、平成 1 5 年 4 月 2 日から平成 1 8 年 4 月 1 日の間に生まれた子を養育している者</p> <p>③基準日の翌日から令和 4 年 4 月 1 日までに出生した児童を養育している者（申請不要） ※国の支給要件は令和 4 年 3 月 3 1 日までに出生した児童となっているが、教育機関等で同学年となる 4 月 1 日生まれの児童についても対象とする。（本市独自支援）</p> <p>2 支給見込世帯数 1 2, 0 0 0 世帯（児童 1 9, 3 0 0 人）</p> <p>〔内訳〕 ①児童手当受給 1 5, 2 9 0 人 ②高校生等 3, 6 5 0 人 ③出生児童 3 6 0 人</p> <p>3 給付金額 児童一人当たり一律 1 0 万円（先行給付分と合わせ一括給付）</p> <p>4 給付時期</p> <p>支給対象者のうち</p> <p>上記 1 の①児童手当受給者（申請不要）：令和 3 年 1 2 月 2 3 日支給予定</p> <p>上記 1 の①のうち公務員及び②高校生等：申請により令和 3 年 1 2 月 2 3 日から順次支給予定</p> <p>上記 1 の③出生者（申請不要）：令和 3 年 1 2 月 2 3 日から順次支給予定</p>

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）	
【影響・効果】 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯等の生活支援を図ることができる。	
【市財政への負担】	
972,000千円	
（内訳）事業費（扶助費）	965,000千円
事務費（通信費、システム改修費等）	7,000千円
（財源）令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金（国10/10）	971,500千円
一般財源	500千円
⑦ 他の自治体の政策との比較検討	
全国市区町村において実施 新生児のうち令和4年4月1日生まれの児童分は自治体により異なる	
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日	
令和3年12月 市ホームページ及び市報により周知するほか、対象者へ通知する。	
⑨ その他	